



背景

- 保護主義的な動きや新興国による市場歪曲的な措置（産業補助金，技術移転の義務付け等）
 - WTOドーハ・ラウンド停滞，現代化の必要性（電子商取引，投資，紛争解決，透明性向上等）
- ⇒ 日本は，**TPP11，日EU・EPA，RCEPを主導し，貿易自由化を推進**



協定の意義

- 本協定はアベノミクスの成長戦略の重要な柱（総理施政方針演説等）。
 - 日本の実質GDPを約1%（約5兆円）押し上げ，雇用は約0.5%（約29万人）増加の見込み。
（内閣官房TPP等政府対策本部による試算）
 - 自由で公正なルールに基づく，21世紀の経済秩序のモデル（国有企業，知的財産，規制協力等）。
 - 世界GDPの約3割，世界貿易の約4割を占める世界最大級の自由な先進経済圏が誕生。
（EUのGDPは17.3兆ドル（世界GDPの21.7%）。日本のGDPは4.9兆ドル（世界GDPの6.1%）。）
- ⇒ 本協定は，日EU双方の経済界からの期待に応えるものであり，**日EUが貿易自由化の旗手として世界に範を示すもの。**

<EU概要>

構成国 28か国（ベルギー、ブルガリア、チェコ、デンマーク、ドイツ、エストニア、アイルランド、ギリシャ、スペイン、フランス、クロアチア、イタリア、キプロス、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、ハンガリー、マルタ、オランダ、オーストリア、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、スロベニア、スロバキア、フィンランド、スウェーデン、英国）
総人口：5億1181万人（2017年）
（日本の約4倍）

<経緯>

2013年 3月 交渉開始決定
2017年 7月 大枠合意
2017年 12月 交渉妥結
2018年 7月 署名

（参考）

- 日本のEPA・FTA
これまで21か国・地域と18の経済連携協定（EPA）が発効済・署名済（2018年12月現在）。
- EUの最近のEPA・FTA
・韓国：2010年10月署名
・カナダ：2016年10月署名

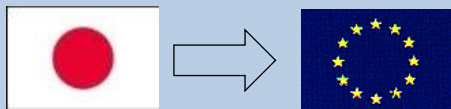
最近の動き・今後の見込み

- 日本側は，**12月8日に本協定を国会承認。**
- EU側は，本協定を**12月12日に欧州議会本会議で可決，20日に理事会で承認。**
⇒12月21日に，日EU双方は本協定発効のための国内手続を完了した旨を通告。
本協定は**来年2月1日に発効。**

主要内容: 物品貿易

日本産品のEU市場へのアクセス

EU側関税撤廃率: **約99%** (注1)(注2)



工業製品

- **100%の関税撤廃**。
- **乗用車**(現行税率10%): **8年目に撤廃**。
- **自動車部品**: **9割以上が即時撤廃**(貿易額)。
- 一般機械, 化学工業製品, 電気機器: 約9割が**即時撤廃**(貿易額)。
※一般機械: 86.6%, 化学工業製品: 88.4%, 電気機器: 91.2%。

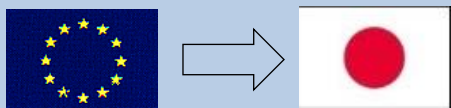
農林水産品等

- **牛肉, 茶, 水産物**等の輸出重点品目を含め, **ほぼ全品目で関税撤廃**(ほとんどが即時撤廃)。
- **日本ワイン**の**輸入規制の撤廃**(醸造方法の容認, 業者による自己証明の導入)。
酒類の全ての関税を即時撤廃。自由な流通が可能。
- 農産品・酒類(日本酒等)に係る**地理的表示(GI)の保護**を確保。

工業製品: 大企業のみならず, メーカーに部品を納入する中小企業にも裨益。
農林水産品: 5億人を超えるEU市場への**日本産農林水産物輸出促進**に向けた環境を整備。
酒類: **輸出拡大とGI保護によるブランド価値向上**。

EU産品の日本市場へのアクセス

日本側関税撤廃率: **約94%** (農林水産品: 約82%, 工業品等: 100%) (注1)



工業製品

- 化学工業製品, 繊維・繊維製品等:
即時撤廃。
- 皮革・履物(現行最高税率30%):
11年目又は16年目に撤廃。

農林水産品等

- **コメ**は, **関税撤廃・削減等の対象から除外**。
- **麦・乳製品の国家貿易制度, 砂糖の糖価調整制度, 豚肉の差額関税制度**は維持。関税割当てやセーフガードを確保。
- **ソフト系チーズ**は**関税割当て**とし, 枠内数量は**国産の生産拡大と両立可能な範囲**に留めた。
- **牛肉**は**15年の関税削減期間とセーフガード**を確保。

サービス貿易・投資・電子商取引

サービス貿易・投資・電子商取引

- 原則全てのサービス貿易・投資分野を自由化。留保する例外措置・分野を列挙(ネガティブ・リスト方式)。
- 欧州で活動する日系企業のニーズに対応**するルールを設定(電気通信サービス, 金融規制協力等)。
- 電子商取引の安全性・信頼性確保**のためのルールを整備(電子的な送信に対する関税賦課禁止, ソースコード開示要求の禁止)。

21世紀型のハイレベルなルール

国有企業・補助金

- 国有企業**: 物品・サービス売買の際の**商業的考慮**, **相手方民間企業に対する無差別待遇の付与**を確保。
- 補助金**: **通報義務**, **協議要請手続**, 一定の種類の**補助金の禁止**等を規定。

知的財産

- WTO・TRIPS協定より高度な規律**を規定(営業秘密の保護, 著作権の保護期間を著作者の死後70年に延長等)。
- 地理的表示(GI)の高いレベルでの相互保護**。日本側GIは**56件**(「神戸ビーフ」, 「夕張メロン」, 「薩摩」, 「日本酒」等)。

規制協力

- 日EU双方の規制当局が, 貿易・投資に関する規制措置について, **事前公表**, **意見提出の機会の提供**, **事前・事後の評価**, **グッドプラクティスに関する情報交換等**を行う。